

令和7年度 一般選抜問題 1期 【2日目】

政治・経済

1

次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

(34点)

1960年に改定された日米相互協力及び安全保障条約（新安保条約）では、極東における国際平和、安全に寄与するためにアメリカ軍による [1] の使用が許されるとされ、アメリカ軍の配置や装備の重要な変更や軍事行動の際に日本の発言権を確保するために [2] 制度が設けられた。

1978年、日米安全保障体制を円滑かつ効果的に運用するために、日米両国が行う協力の基本的な枠組みや方向性を内容とする日米防衛協力のための指針が策定された。^(a)

1991年の [3] 戦争の勃発により、[4] の海外派遣が検討される機会が訪れる。同年、戦争の停戦をうけ、海上の遺棄機雷除去任務を行うために戦後初めて [4] の掃海部隊がペルシャ湾に派遣されることとなった。1992年、[4] のペルシャ湾派遣に対する肯定的な世論が後押しするかたちで、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律が制定された。^(b)

1999年、「[5] 事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（[5] 事態安全確保法）が成立する。これによって、[5] 事態の際に、日米防衛協力の指針に基づき、アメリカ軍への [6] 支援活動を合法化し、[4] が日本の領土の外で活動することが可能になった。

その後も日本を取り巻く情勢は大きく変化していくことになる。[3] 戦争で日本はアメリカなどに約130億ドルの [7] 支援をしながらも、[4] を派遣しなかったことが評価されなかった。日本政府は憲法9条との関係から、個別的自衛権は行使できるが、集団的自衛権は行使できないとしてきたが、^(c)2014年に [8] 決定をもってこれまでの憲法解釈を改め、集団的自衛権の行使を一部可能とした。^(d)

問1 空欄 ～ に入る適切な語句を答えなさい。

問2 下線部(a)に関し、「日米防衛協力のための指針」はカタカナ 6 文字で何と呼ばれるか、答えなさい。

問3 下線部(b)に関し、国際連合平和維持活動の略称をアルファベット 3 文字で何というか、答えなさい。

問4 下線部(c)に関し、個別的自衛権を説明しなさい。

問5 下線部(d)に関して、集団的自衛権を説明しなさい。

2

次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

(33点)

日本国憲法は、審級・管轄の異なる各種の [1] 裁判所を予定しつつ（憲法76条1項）特別裁判所の設置を禁じており（同条2項）、[2] を広く解して（裁判所法^(a)3条1項によれば「一切の [3] 上の争訟を裁判」すること）[4] 裁判所としての最高裁判所に一元的に集約している。最高裁判所は、[5] の指名に基づいて [6] が任命する長官（憲法6条2項）および [3] の定める員数を [5] が任命するその他の [7] （憲法79条1項）で構成される。[1] 裁判所の [7] は、最高裁判所の指名に基づき [5] が任命する（憲法80条1項）。

[3] に基づく公正な裁判を行うためには、[2] の独立を認めて、政治的な圧力や干渉を排除する必要がある。最高裁判所は、比較的広範な [8] を認められている（憲法77条）。[7] の指名・任命に関する [5] の権限については、謙抑的運用の慣行が概ね確立されていると考えられる。

問1 空欄 ～ に入る適切な語句を語群から選び、記号で答えなさい。

【語群】

- ア. 天皇 イ. 勅令 ウ. 国政調査権 エ. 条約批准権
オ. 検察官 カ. 法律 キ. 人事院 ク. 査察官 ケ. 結審
コ. 内閣総理大臣 サ. 下級 シ. 控訴審 ス. 内閣
セ. 規則制定権 ソ. 家庭 タ. 国会 チ. 人事院総裁
ツ. 裁判官 テ. 終審 ト. 立法権 ナ. 条約 ニ. 行政権
ヌ. 簡易 ネ. 司法権

問2 下線部(a)は、 を狭義（旧裁判所構成法2条本文によれば「民事刑事ヲ裁判」）に解する明治憲法下で置かれていた、特定の人や事件を管轄する裁判所である。これに属するものを下記の選択肢から三つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 皇室裁判所 イ. 地方裁判所 ウ. 高等裁判所
エ. 軍法会議 オ. 憲法裁判所 カ. 行政裁判所

3

次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

(33点)

日本国憲法第25条は「すべて国民は、 で文化的な の生活を営む権利」があると規定している。このような権利は 権と呼ばれるが、日本の社会保障制度はこの規定に基づいて組み立てられている。

疾病・高齢・失業・労働災害・要介護などに直面した人に医療や所得・介護などを保障するのが社会保険である。費用は被保険者と事業主、 の三者が負担する。ただし費用を事業主のみが負担するものもある。

^(a)生活に困窮している人々に対し、憲法25条の定める権利を保障するのが生活扶助である。生活保護とはほぼ同義であり、費用は税金で賄われる。一方、生活に不安を抱える児童・高齢者・母子家庭・障がい者などに対し、生活援助や自立支援を目的に、施設やサービスの提供など、主に非金銭的な支援を行うのが社会 である。

少子高齢化社会を迎えている日本において、社会保障制度はさまざまな問題点を抱えている。特に予算が不足している。高齢者が増えると年金受給者の急増や医療費の増加が予想される。一方で日本の 率（1人の女性が一生の間に出産する子どもの数を表したもの）は低く、年金の受益と負担のバランスが維持できなくなりつつある。これは、年金の原資（国民負担部分）を同時期の現役世代が支払う保険料で賄っていること**^(b)**から生じる。高齢者の医療費増大に対応するため、現在では**^(c)後期高齢者医療費制度**が整備され、後期高齢者を被保険者とする独立した制度が**^(d)**取られている。

北欧では、**^(d)高齢者や障がい者が施設や家に隔離されずに、普通の人と同じように社会の中で活動するべきであるという考え方**や、生活用品などを**^(e)すべての人が使いやす**いように設計されたものにしていこうとする考え方が普及している。日本でも高齢者や障がい者の十分な雇用を実現するために、これらの考え方を普及させることが望まれる。

問1 空欄 ～ に入る適切な語句を答えなさい。

問2 下線部(a)に関し、このような仕組みが取られている保険の名称を答えなさい。

問3 下線部(b)に関し、このような方式を何と呼ぶか、答えなさい。

問4 下線部(c)に関し、後期高齢者とは何歳以上の人を指すか、答えなさい。

問5 下線部(d)に関し、このような考え方は何と呼ばれるか、カタカナで答えなさい。

問6 下線部(e)に関し、このような考え方は何と呼ばれるか、カタカナで答えなさい。